



# 情報公開制度

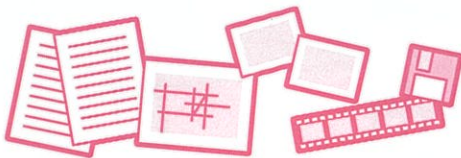
市で持つ情報を市民の皆さんと共有するための制度です。公文書公開請求、情報提供、会議公開制度などがあります。

## 公文書公開請求

必要とする公文書を選択して公開請求すると、求める公文書を見ることができます。この情報の内容について説明し理解をしていただくことで、市民の皆さんとの情報の共有化を目指しています。

### ● 公文書

文書、図画、写真、フィルム、その他の媒体（CD-ROM等）に記録されているもので、市が組織的に用い、管理しているものをいいます。



### ● 請求者

次の方が請求できます。

- ① 市内に住所のある方
  - ② 市内に事務所・事業所がある個人・法人・団体
  - ③ 市内の事務所・事業所に勤めている方
  - ④ 市内の学校に在学している方
  - ⑤ 公開を必要とする理由を記入して請求する方
- ▶ これらに該当しない方の申出についても市政情報コーナーにご相談ください。

### ● 公開基準

情報公開制度は、市の持っている情報を公開することが原則ですが、次の情報は非公開となります。

- ① 法令等の規定により、公開することができない情報
- ② 個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、または識別されるもの。公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報
- ③ 公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報
- ④ 審議、検討または協議中の情報で、公開することにより、不当に支障が生じるおそれがあるもの
- ⑤ 公開することにより、事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがある情報
- ⑥ 公開することにより、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報

### ● 決定期限

原則として、公開請求書の受領日から15日以内に公開、非公開を決定し、書面により通知します。

▶ 正当な理由がある場合、延長することがあります。

### ● 費用

公開されたものの閲覧は、無料です。写しをとるときは、実費相当額がかかります。

(例) ● コピーA 3判まで(白黒) 1面10円

▶ 写しの郵送を希望する場合は、郵送料の実費も必要です。

### ● 救済方法

部分公開や非公開決定に不服があった場合、期限内に異議申立てまたは訴訟をすることができます。

▶ 異議申立ては、朝霞市情報公開・個人情報保護審査会が決定の内容を審査します。

## 情報提供

内容によっては、請求を受けなくても提供できる場合がありますので、詳しくは担当課の窓口にご相談ください。

## 会議公開制度

公募による市民、学識経験者などが委員となっている会議について原則公開としています。

市ホームページ、市政情報コーナー等において会議予定の事前公表、会議結果及び会議録の公開を行っています。



## 情報公開

### Q&A

Q 公開請求のしかたは、どのように行うのですか。

A 書面により行います（郵送、FAX可）。その際、希望する公文書が特定できるように、公文書の名称、年度、内容などをできるだけ詳しく記入してください。  
市のホームページから電子申請による請求もできます。（詳しくは市ホームページをご覧ください。）

Q 自分の情報を知りたいときは、どうすればいいのですか。

A 情報公開制度では、たとえ自分の情報であっても個人情報は原則として非公開となります。この場合は、個人情報保護制度の自己情報開示請求をしていただくことになります。

Q どのような文書が市にあるのかわからないのですが。

A どのような公文書があるのか検索できるよう、市政情報コーナーに公文書目録であるファイル基準表を備え置くほか、具体的なご相談もお受けしていますので、ご利用ください。

